

1 児童相談所職員の虐待事案への対応力の向上と適切なケースマネジメント

【取組1-①】職員の資質向上（育成）のための研修の強化・充実

- ・現場対応の基本となる「千葉県子ども虐待対応マニュアル」が順守されるよう、児童相談所における経験年数に応じたすべての職員研修プログラムを通じて、周知徹底を図ります。
- ・また、現在実施しているすべての研修課程、特に、新任職員研修において保護者への対応を念頭においたロールプレイを導入するなど実践的な研修内容となるよう、研修カリキュラムや教材の見直しを行います。
- ・併せて、過去の死亡事例における検証委員会の答申についても、研修を通じて、その内容の浸透を図ります。

〔取組状況〕

- ・5月以降実施している児童相談所職員向けのすべての研修においてカリキュラム等を見直し、困難事例への対応等を想定したロールプレイやグループワークを強化するなど、より実践的な内容の研修を実施しているところです。※実施済（実施中）
- ・また、研修において、過去の死亡事例における検証委員会の答申を教材の中に取り入れるなど、その浸透を図っているところです。※実施済（実施中）
- ・10月より、今月改定を行った「子ども虐待対応マニュアル」の周知徹底を図るための研修を実施してまいります。※実施済（実施中）

【取組1-②】グループリーダーの配置によるマネジメントの強化

- ・今年度から、児童相談所の調査課長の下に10名程度の職員グループのケースマネジメントを担当する、個別案件を持たない「グループリーダー」を配置し、職員指導とケースマネジメントの強化を図りました。
- ・グループリーダーのマネジメント能力の向上を図るため、新たに研修を実施します。また、国が実施する児童相談所児童福祉司を対象とした「スーパーバイザー義務研修」への受講者数を拡大します。
- ・更に、組織マネジメントの一層の強化に向け、各児童相談所の実状に即した組織体制の見直しを進めていきます。

〔取組状況〕

- ・新たに実施するグループリーダー研修については、10月から研修を実施します。また、スーパーバイザー義務研修については、9名の枠を確保しているところであり、更なる受講者数の拡大に向け、研修実施機関と協議を行っています。※実施済（実施中）
- ・次年度以降のグループリーダーの各児童相談所への配置については、現在、検討を進めているところです。※来年度以降実施

【取組 1－③】 児童福祉司OB等職員の活用

- ・児童福祉司OB等職員を活用し、現任研修等を通じ、若手職員やグループリーダーの資質の向上に努めます。

〔取組状況〕

- ・現在、児童福祉司OB等を活用した現任研修の来年度からの実施に向け、研修内容の見直しなど準備を進めているところです。※来年度以降実施

【取組 1－④】 保健師等の配置

- ・ケースの多面的なアセスメントや専門的な支援等を確保するため、保健師等の他職種の児童相談所への配置を進めます。

〔取組状況〕

- ・現在、来年度からの保健師の児童相談所への配置に向け、効果的な配置となるよう所掌業務の検討を行っているところです。※来年度以降実施

【取組 1－⑤】 弁護士相談体制の充実

- ・今年度から、すべての児童相談所に非常勤弁護士を配置しましたが、専門の法律知識が必要なケースが増えてきていることから、特に虐待相談対応件数の多い中央・市川・柏の3児童相談所において、弁護士の配置を週1日から週2日に拡充します。

〔取組状況〕

- ・弁護士相談体制については、6月補正で予算措置し、7月から中央・市川・柏児童相談所の弁護士の配置を、週1日から週2日に拡充し、法的な対応が必要な困難ケースへの対応力の向上を図りました。※実施済（実施中）

【取組 1－⑥】 「千葉県子ども虐待対応マニュアル」の改定

- ・「千葉県子ども虐待対応マニュアル」については、速やかに改善すべき事項について修正を行うとともに、県児童虐待死亡事例等検証委員会での提言や、国・野田市での検証結果等を踏まえ、更に見直しを行い職員への徹底を図ります。
- ・マニュアルの改定後は、直ちに児童相談所と市町村との合同研修等を実施し、マニュアルの現場への浸透を徹底します。

〔取組状況〕

- ・「子ども虐待マニュアル」については、近年の法改正に伴う国の通知等に加え、昨年5月の児童虐待死亡事例検証報告書（第四次答申）や野田市の事案に関する検証経過等も踏まえて、改定を行ったところです。※実施済（実施中）
- ・今後、現在実施している死亡事例検証委員会の報告を受け、更なる見直しを行います。※今年度中に実施
- ・10月より、児童相談所と市町村との合同研修を実施することなどにより、マニュアルの現場への浸透を徹底してまいります。※実施済（実施中）

2 市町村への支援、関係機関との連携の強化

【取組2-①】市町村への支援

- ・市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、弁護士、精神科医等を派遣するネットワーク機能強化事業を拡大します。
- ・県、市町村が相互に虐待対応の体制や活動について理解を深め、円滑な意思疎通の下、一体的な対応ができるよう、県と市町村との人事交流を拡大します。
- ・市町村によって児童虐待対策への取組状況に差があることから、体制の弱い市町村から課題を聴取し、支援方策について検討を進めます。

〔取組状況〕

- ・市町村の要保護児童対策地域協議会に学識経験者や臨床心理士等の専門家を派遣する「市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業」について、6月補正で予算措置し、派遣回数を増やしているところです。※実施済（実施中）
- ・県と市町村との人事交流の拡大については、来年度の実施に向けて、市町村の意向確認の準備を進めているところです。※今年度中に実施
- ・体制の弱い市町村への支援については、今後、市町村職員へのヒアリング等を通じて課題の抽出を行います。※今年度中に実施

【取組2-②】DV対策部門との連携の強化

- ・児童相談所職員や市町村職員を対象として実施している「DV・児童虐待新任職員研修」「DV・児童虐待担当職員研修」等の研修について、プログラムの見直しを行い、研修の充実を図ります。
- ・また、県のDV対策部門と児童虐待部門の機能的な連携に向けた検討を進めます。

〔取組状況〕

- ・5月以降、DVや児童虐待の担当職員を対象とした研修のプログラムを見直し、威圧的な保護者への対応などのロールプレイを強化し、より実践的な研修を実施しているところです。※実施済（実施中）
- ・また、県のDV対策部門と児童虐待部門の機能的な連携に向け、検討を行っているところです。※実施済（実施中）

【取組2-③】教育現場における体制の強化

- ・虐待対応の強化に向けて、市町村の福祉部門等と連携し、担任が児童のきめ細かな見守り・ケアを行えるよう、小学校に代替の非常勤講師を派遣します。
- ・困難事案に迅速に対応するため、スクールソーシャルワーカーを増員します。
- ・教職員が圧力等に毅然と対応できるような体制の構築に向け、スクールロイヤーを活用した法的相談や、対応力向上のための研修などを実施していきます。
- ・児童虐待事案における教員の対応力を向上させるため、啓発リーフレットや専門的知見を有する講師を活用し、実践的な研修を行います。
- ・保育所保育士等の虐待事案に対する対応力を向上させるため、DV・子ども虐待対応研修のさらなる充実を図るとともに、保育士等キャリアアップ研修等についても、児童虐待に関連した内容の充実を図ります。

〔取組状況〕

- ・ 市町村の福祉部門等と連携して、小学校の担任教諭が児童へのきめ細かな見守りやケアを行えるようにするための代替非常勤講師の派遣について、6月補正で予算措置し、9月以降随時派遣してまいります。※実施済（実施中）
- ・ 緊急性の高い困難事案に対応するためのスクールソーシャルワーカーについて、6月補正で予算を増額し、9月から各教育事務所に1人ずつ配置してまいります。
※実施済（実施中）
- ・ スクールロイヤーを活用した法的相談について、6月補正で予算措置し、7月から実施しているところです。※実施済（実施中）
- ・ 児童虐待の早期発見・早期対応に資するチェックポイント等を記載した教職員向けリーフレットについて、6月補正で予算措置し、夏休み中に教職員に配付しました。
※実施済（実施中）
- ・ 専門的知見を有する講師を活用し、児童虐待に関する教職員向けの研修を実施しているところです。※実施済（実施中）
- ・ 学校職員、保育士等を対象としたDV・児童虐待対応研修において、研修プログラムを見直し、ロールプレイやグループワークを強化し、より実践的な研修を実施しているところです。※実施済（実施中）

【取組2-④】 県警との連携・情報共有の強化

- ・ 今年度から、すべての児童相談所に警察官、または警察OBを配置しましたが、中央・市川・柏の大規模な児童相談所については、今後、警察OBを含めた警察職員を2名に増員し、体制を強化します。
- ・ 児童相談所と県警との効果的な情報共有の在り方について他の自治体の取組状況や国の動向を踏まえながら検討を進め、情報共有体制を強化します。

〔取組状況〕

- ・ 中央児童相談所については6月から警察職員を2名体制としており、市川及び柏児童相談所についても9月中に警察職員を2名体制とする予定です。※実施済（実施中）
- ・ 児童相談所と県警との効果的な情報共有のあり方については、埼玉県の実施状況を視察するなど、情報収集を行っているところであり、引き続き、国の動向を踏まえながら検討を進めてまいります。※実施済（実施中）

【取組2-⑤】 警察本部における体制の強化

- ・ 児童虐待事案に一層的確に対応するため、子どもの安全確保に従事する警察官を増員し、体制を強化します。

〔取組状況〕

- ・ 児童虐待事案に一層的確に対応するため、子どもの安全確保に従事する警察本部の警察官を本年9月中に8人増員配置し体制を強化します。※実施済（実施中）

【取組 2－⑥】 千葉市との連携の強化

- ・ 千葉市児童相談所と県児童相談所は、これまで合同での児童相談所長会議や主席会議、研修会などを行ってきたところですが、あらためて連携のあり方を確認し、密接な情報共有など、千葉市との連携を一層強化していきます。

〔取組状況〕

- ・ 県と千葉市合同での会議開催や研修の実施、随時の情報共有や意見交換などを通じて、千葉市との連携の一層の強化に努めているところです。 ※実施済（実施中）

3 児童相談所の業務執行体制の強化

【取組 3－①】 職員増員の前倒し

- ・ 令和3年度までに児童相談所の児童福祉司及び児童心理司等を200名程度増やすこととしている現行の計画を令和2年度までに前倒し、職員の増員を図ります。

〔取組状況〕

- ・ 児童福祉司・児童心理司等の増員計画の前倒しに向けて、採用試験の実施回数の増や受験年齢の拡大等により受験要件の緩和を図るなど、多くの人材が確保できるよう工夫しながら取り組んでいるところです。 ※実施済（実施中）

【取組 3－②】 国の新プランに対応した更なる増員

- ・ 国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（H30.12）による児童福祉司等の新配置基準等を踏まえて、職員の増員を図ります。

〔取組状況〕

- ・ 新配置基準等を踏まえた新たな増員について検討を進めてまいります。
※来年度以降実施

【取組 3－③】 職員のサポート体制の強化

- ・ 児童福祉司に同行して家庭訪問する「児童安全確認協力員」、虐待相談の受付・記録の整理等を行う「児童虐待対応協力員」を増員し、職員がケースワークに専従できるようサポート体制を強化します。
- ・ 併せて、職員の増員に対応するため、所内の改修等を行い、執務環境を改善します。

〔取組状況〕

- ・ 児童安全確認協力員については、中央・市川・柏児童相談所に2名ずつ、銚子・東上総・君津児童相談所に1名ずつの増員、児童虐待対応協力員については、各児相1名ずつの増員を行うこととし、6月補正で予算措置しており、7月以降、順次配置しているところです。 ※実施済（実施中）
- ・ 次年度以降の職員の増員に対応するため、6月補正で予算措置し、各児童相談所において所内の改修等を順次実施しているところです。 ※今年度中に実施

【取組3-④】業務の効率化、情報共有の迅速化のためのICTの活用等

- ・児童相談所の業務をサポートするための現行の支援システムをタブレット等で閲覧・入力等ができるよう改善し、職員が外からでも情報を確認できるようにしました。
- ・情報共有の迅速化や職員の負担軽減につなげていくため、タブレットを追加配備したところですが、状況を踏まえ、更に配備台数の増加を図っていきます。

〔取組状況〕

- ・ 現行の支援システムをタブレット等で閲覧・入力ができるようにするための改善は、5月までに実施しました。※実施済（実施中）
- ・ タブレットの更なる追加配備については、使用状況等を踏まえつつ、引き続き検討を行ってまいります。※今年度中に実施

【取組3-⑤】現行の児童相談所支援システムの抜本的見直し

- ・ 現行の支援システムを抜本的に見直し、情報共有の迅速化、ケースの特性を踏まえた進行管理、意思決定の支援など、情報の高度利用等による適正な業務の執行の確保を図ります。

〔取組状況〕

- ・ 現在、システム機能に係る課題抽出など、見直しに向けた調査を委託事業により実施しているところです。※実施済（実施中）
- ・ 今後、調査結果を踏まえて、システムの仕様など見直し案の検討を進めてまいります。※来年度以降実施

4 県民に対する広報・啓発の強化・拡充

【取組4-①】県民に対する広報・啓発の強化・拡充

- ・ 県のホームページの充実や県民だよりによる広報の拡充を図ります。
- ・ 児童相談所 全国共通ダイヤル「189」（24時間 虐待通報・相談受付）、虐待の通告義務、相談機関の周知などを効果的に行うため、児童虐待防止推進月間に実施していたラジオCMやリーフレット等による広報を通年実施とするなど強化・拡充を図ります。
- ・ 新たに駅や電車での広告等による広報・啓発を広く展開していきます。

〔取組状況〕

- ・ 県ホームページの改良を行ったほか、県発送文書の封筒への印刷や、市町村広報への掲載等、広報の拡充を図っているところであり、今後、県民だよりで特集を組むなどの取組も行ってまいります。※実施済（実施中）
- ・ 広報・啓発をより一層強化するため、6月補正で予算措置し、ラジオCMや電車内での広告等を通年で実施するとともに、今後、児童虐待防止月間である11月を中心に、集客の見込めるイベントなどでキャンペーンを順次実施する予定です。※実施済（実施中）

【取組4-②】電話相談員の増員

- ・「189」の通話料の無料化に伴う、虐待通告件数の増大に対応できるよう、県下全域の夜間や休日における虐待通告の受理体制を強化するため、窓口である中央児童相談所に配置している電話相談員を増員します。

〔取組状況〕

- ・中央児童相談所の電話相談員については、2名増員して9名体制とすることとし、6月補正で予算措置しており、現在、雇用手続を進めているところであり、無料化に向けて体制を整備します。※実施済（実施中）

5 要保護児童の受入体制の強化（一時保護所の増設、里親、児童養護施設の整備）

【取組5-①】一時保護所の受入数の拡大

- ・緊急的に市川・柏・銚子・君津児童相談所の一時保護所の増設を行い、定員を増員し、受入数の拡大を図ります。
- ・その他の児童相談所の一時保護所についても増設を行うことを検討します。

〔取組状況〕

- ・一時保護児童が依然として増加傾向にあることから、来年7月頃に移転を予定している中央児童相談所を引き続き一時保護所として活用することにより、一時保護児童の増加への対応強化を図ります。※来年度以降実施
- ・市川・柏・君津児童相談所において、一時保護所の増設を行うべく、6月補正で予算措置し、設計委託契約を締結したところです。※実施済（実施中）
- ・一時保護所の増設について、入所児童の生活環境や現地状況等を踏まえて建築可能な建物の規模を再検討し、市川では定員を4名増員から8名増員に、柏では定員を4名増員から6名増員にすることとしています。今後、具体的な工事の工法及び工程について検討を進め、早期に工事が完成できるよう努めてまいります。※実施済（実施中）
- ・銚子児童相談所の増設は、計画を精査した結果、既存建物の改修により工期の大幅な延長が見込まれるため実施しないこととし、千葉県県有建物長寿命化計画に基づく、移転・建替等の抜本的な対策を行うことを視野に入れつつ今後速やかに検討を進めてまいります。※今年度中に実施
- ・これらの取組により、令和3年2月までに、現在115名である一時保護所の定員が56名増加し、171名となる見込です。

	現状	中央移転	緊急対策	今回	増設後	増減
中央	25	+5		+25	55	+30
市川	20		+4	+4	28	+8
柏	25		+4	+2	31	+6
銚子	15		+8	▲8	15	±0
東上総	15				15	±0
君津	15		+12		27	+12
合計	115	+5	+28	+23	171	+56

【取組5-②】児童相談所を設置する中核市への支援

- ・児童相談所の設置を検討している船橋市や柏市の要望を十分聞きながら、具体的な支援の内容や方法について協議を進めていきます。

〔取組状況〕

- ・現在、両市と意見交換を重ねているところであり、人的支援を含めた県の支援について、今後、両市から具体的な支援の内容や方法について意見を伺いながら、協議を加速してまいります。 ※来年度以降実施

【取組5-③】里親委託の推進

- ・家庭での養育が困難な児童について、安定した家庭環境の中で愛情深く育てる里親制度を推進するため、里親月間での広報・啓発の強化に加え、里親の新規開拓の一層の推進、支援体制の強化に取り組みます。
- ・里親委託を推進するため、里親対応専門職員を各児童相談所に配置し、里親の養育上の不安の解消に向けて支援することを検討します。

〔取組状況〕

- ・里親制度の周知については、県民だよりなどの広報媒体を通じた広報を強化しており、今後、電車広告や里親月間である10月の啓発活動に向けて準備を進めているところです。 ※実施済（実施中）
- ・里親の新規開拓の推進や支援体制の強化に向けて、現在実施している研修や事業等の強化・拡充を進めてまいります。 ※今年度中に実施
- ・里親対応専門職員の各児童相談所への配置については、来年度以降の実施に向けて準備を進めているところです。 ※来年度以降実施

【取組5-④】児童養護施設等の受入れ体制の強化

- ・児童養護施設等に入所している児童が安心して生活できるよう、施設における養育の支援を強化するため、児童精神科医や臨床心理士等の専門家を施設等へ派遣する事業を拡充します。
- ・要保護児童の受入先を確保するため、今年度中に新たな社会的養育推進計画を策定し、家庭的な環境に近い小規模な児童養護施設等の整備推進を図ります。

〔取組状況〕

- ・児童養護施設等に児童精神科医や臨床心理士等の専門家を派遣する「児童虐待対応専門委員事業」について、6月補正で予算措置し、派遣回数を増やしているところです。 ※実施済（実施中）
- ・新たな社会的養育推進計画については、今年度中の策定を目指して作業を進めているところであり、今後同計画に基づき、小規模な児童養護施設等の整備を推進してまいります。 ※今年度中に実施